

飯舘村の復興に向けた取組について

平成28年4月～5月

原子力災害現地対策本部

内閣府原子力被災者生活支援チーム

(1) 避難指示の解除と帰還に向けた取組①

(1) 田村市：平成26年4月1日 避難指示解除準備区域を解除

- 避難指示解除から約2年が経過し、解除後の転入等も含めて人口の61%、世帯の69%^(注1)の方が居住<20km圏内>（平成28年2月末時点）。

→ コミュニティの再生支援等、復興に向けた取組を継続中。

(2) 川内村：平成26年10月1日 避難指示解除準備区域を解除

- 人口の65%、世帯の60%の方^(注1)が帰還<川内村全域>（平成28年4月1日時点）。
- 残された避難指示解除準備区域（旧居住制限区域）においても昨年11月1日から「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊（準備宿泊）^(※)」を実施中。復興に向けた取組を加速。

(注1) %はそれぞれの時点における市町村の住民基本台帳ベースの人口・世帯に対する割合

(3) 檜葉町：平成27年9月5日 避難指示解除準備区域を解除

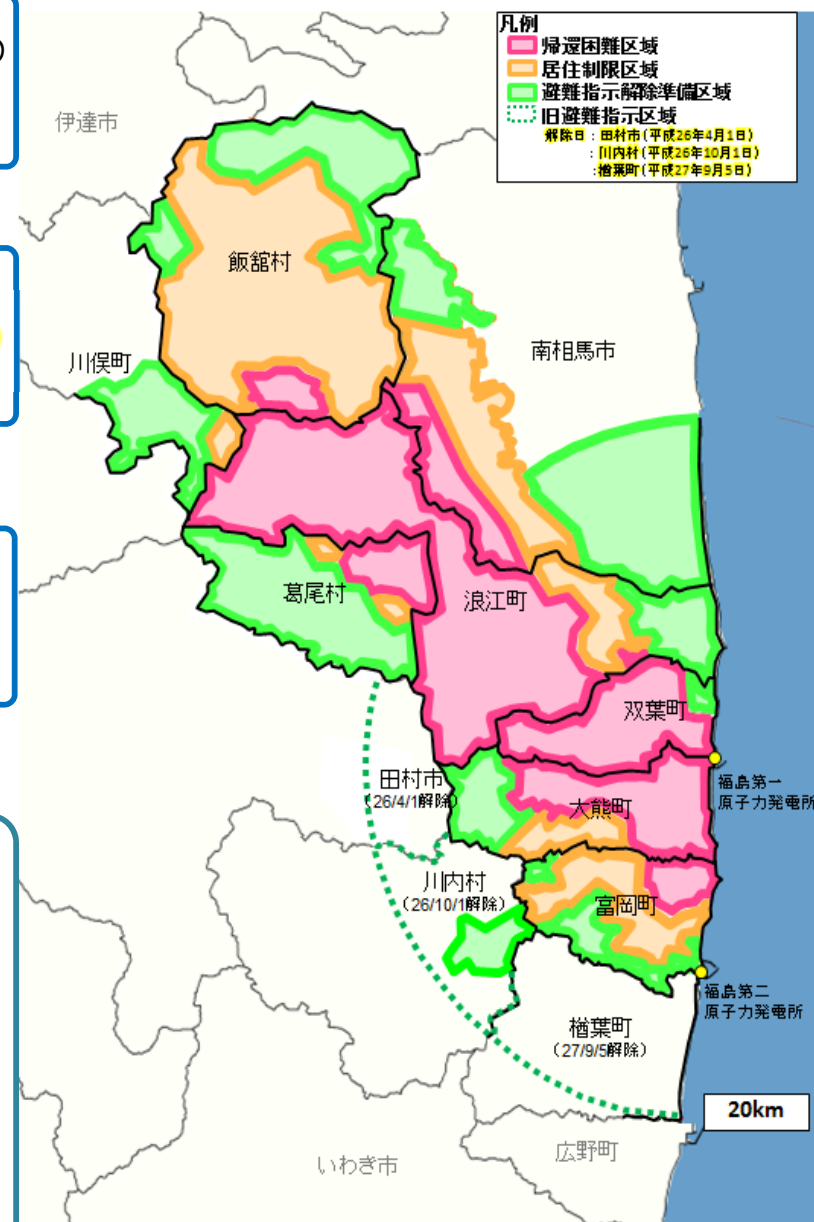
- 全住民の方が避難した自治体としては初めての避難指示解除。
 - 人口の6%、世帯の10%の方^(注2)が帰還（平成28年4月4日時点）。
- 避難指示解除後も、働く場の確保の支援等、復興に向けた取組を加速。

(注2) %は平成27年9月4日時点における檜葉町の住民基本台帳ベースの人口・世帯に対する割合

(4) 南相馬市・川俣町・葛尾村・飯館村・富岡町・浪江町

- 南相馬市・川俣町・葛尾村： 昨年8月31日から「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊（準備宿泊）^(※)」を実施中。解除に向けた環境整備を加速。
- 葛尾村では4月10日に住民説明会を開催。本年6月12日避難指示解除の方針について説明。
- 飯館村： お花見・GW（4月16日～5月22日）の時期に特例宿泊を実施。
- 富岡町： 春のお彼岸（3月17日～3月23日）、お花見（4月6日～）及びゴールデンウィーク（4月29日～）の時期に初めて特例宿泊を実施予定。
- 浪江町： 除染作業やインフラ復旧作業を加速。

避難指示区域の概念図



※「準備宿泊」は、避難指示の解除後、ふるさとでの生活を円滑に再開するための準備作業を進めやすくするため、本来、避難指示区域内で禁止されている自宅等での宿泊を特例的に可能にする制度。

(1) 避難指示の解除と帰還に向けた取組②

田村市

平成26年4月1日 避難指示解除準備区域を解除

<復興に向けた取組>

【コミュニティの再生】
平成25年7月に発足した田村市復興応援隊がコミュニティ再生に向けた交流活動等を実施中。



【6次化産品開発・販売】
卵・えごまのスイーツの販売店(都路スイーツゆい)が本年3月24日に開店。



川内村

- ・村内の旧避難指示解除準備区域について、平成26年10月1日に避難指示解除。
- ・残る避難指示区域について、準備宿泊を実施中。

<復興に向けた取組>

【介護施設の整備】
「特別養護老人ホームかわうち」が平成27年11月1日に村内に開所。



【買物環境の整備】
新たな商業施設「YO-TASHI」(コンビニ、惣菜店等)が本年3月15日に開店。



楡葉町

平成27年9月5日 避難指示解除準備区域を解除

医療環境の確保

- ・本年2月1日、県立診療所(内科、整形外科)が開所。



仮設郵便局の営業再開

- ・昨年10月13日、町役場駐車場にて郵便局が営業再開。



<復興に向けた取組>

買物環境の充実

- ・昨年9月28日、ここなら商店街のグイチェーンネットにおいて、生鮮食料品の品揃えが大幅に拡充。



イノベーション・コースト構想

- ・昨年10月19日、福島第一原発の廃炉を円滑に進めていくための試験設備として、遠隔技術開発センターが開所。本年1月より試験運用を開始。



宿泊施設の整備

- ・昨年9月19日、レストランを兼ね備えた宿泊施設と露天風呂のある温浴施設がリニューアルオープン。



働く場の確保

- ・住鉱エナジーマテリアル(株)が工業団地内で本年3月25日に竣工。47名の地元出身者を採用。



（１）避難指示の解除と帰還に向けた取組③

南相馬市

平成27年11月30日から平成28年2月29日まで実施中の準備宿泊について、
平成28年2月29日から避難指示解除まで当面、延長。

・準備宿泊の実施状況

- 登録人口世帯：1873人（640世帯）※登録人口世帯数は平成28年4月18日時点
- 人口世帯数：11702人（3673世帯）※人口世帯数は平成27年 8月1日時点

<復興に向けた取組>

【医療・保健施設】

平成26年4月より小高病院が再開。



【買物環境の整備】

平成27年9月「東町エンガワ商店」
（お弁当、生活必需品等）が開店。



川俣町

平成27年11月30日から平成28年2月29日まで実施中の準備宿泊について、
平成28年2月29日から避難指示解除まで当面、延長。

・準備宿泊の実施状況

- 登録人口世帯：102人（39世帯）※登録人口世帯数は平成28年4月18日時点
- 人口世帯数：1193人（555世帯）※人口世帯数は平成27年8月1日時点

<復興に向けた取組>

【飲料水の安全・安心確保】

井戸掘削等の対策を実施。



【防犯対策】

平成27年8月末に駐在所が日中の業務を再開。



葛尾村

平成27年11月30日から平成28年2月29日まで実施中の準備宿泊について、平成28年春の避難指示解除までの間、延長。

・準備宿泊の実施状況

- 登録人口世帯：135人（49世帯）※登録人口世帯数は平成28年4月20日時点
- 人口世帯数：1360人（419世帯）※人口世帯数は平成27年 8月1日時点

<復興に向けた取組>

【飲料水の安全・安心確保】

井戸掘削等の対策を実施。



【買物環境の整備】

地元商店が葛尾村にて今春再開予定。

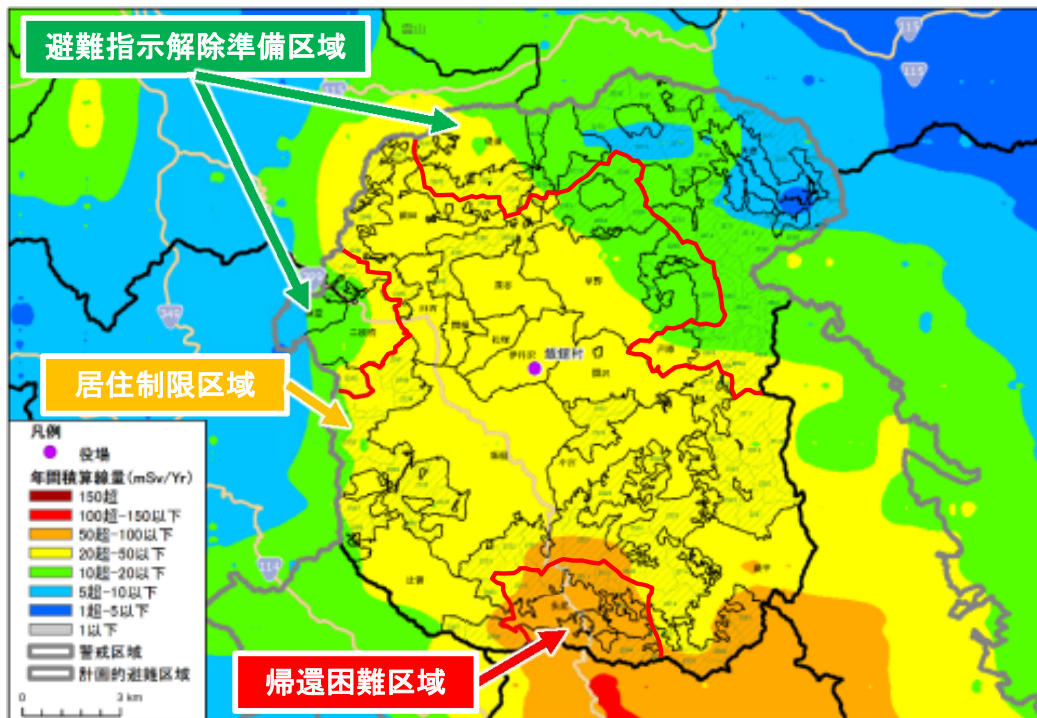


※別途、商店から村の各世帯への
宅配サービスの開始について村
商工会が検討中。

※ 現在は、仮設店舗で営業中

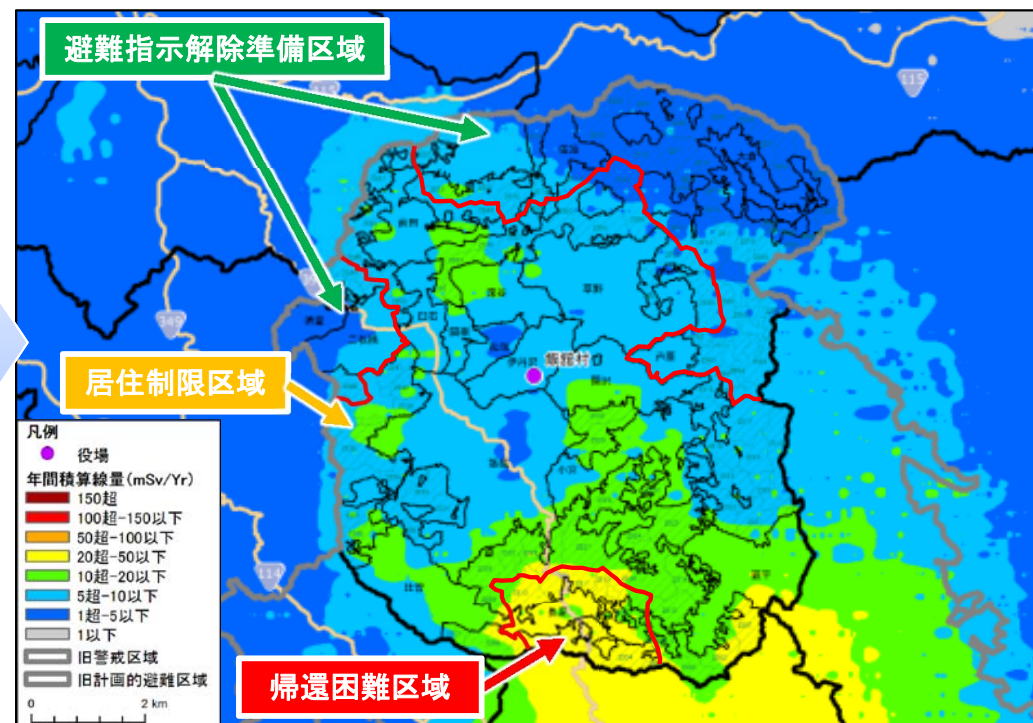
(2) 飯館村の放射線量・除染の取組 ①線量の推移

平成23年11月5日時点の線量分布



4年後

平成27年11月4日時点の線量分布



※第4次航空機モニタリング(平成23年12月16日公表)及び第10次航空機モニタリング(平成28年2月2日公表)の結果を基に内閣府原子力被災者生活支援チームが作成。

(2) 飯舘村の放射線量・除染の取組 ② 宅地及び周辺の農地、森林の放射線量の推移

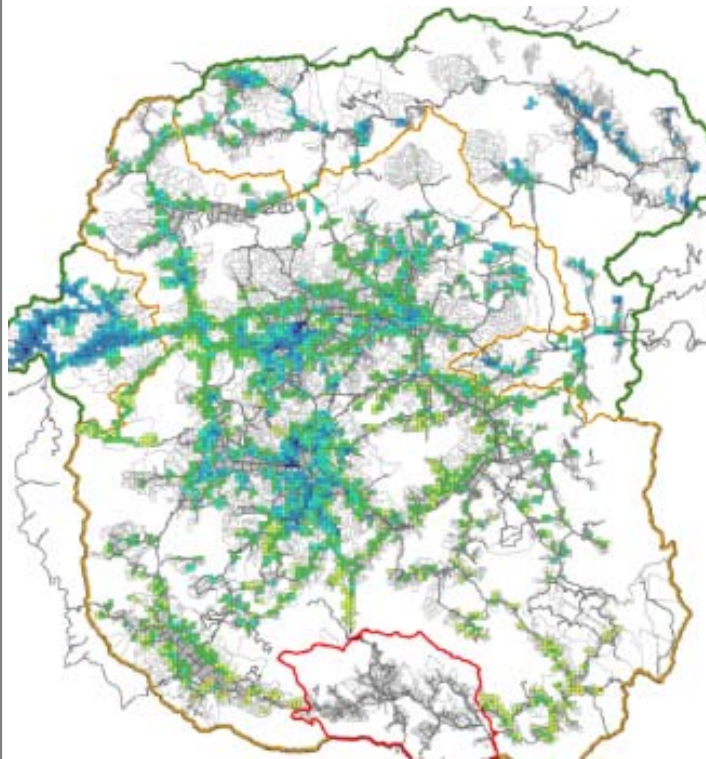
【空間線量率1m 線量メッシュマップ】

除染前



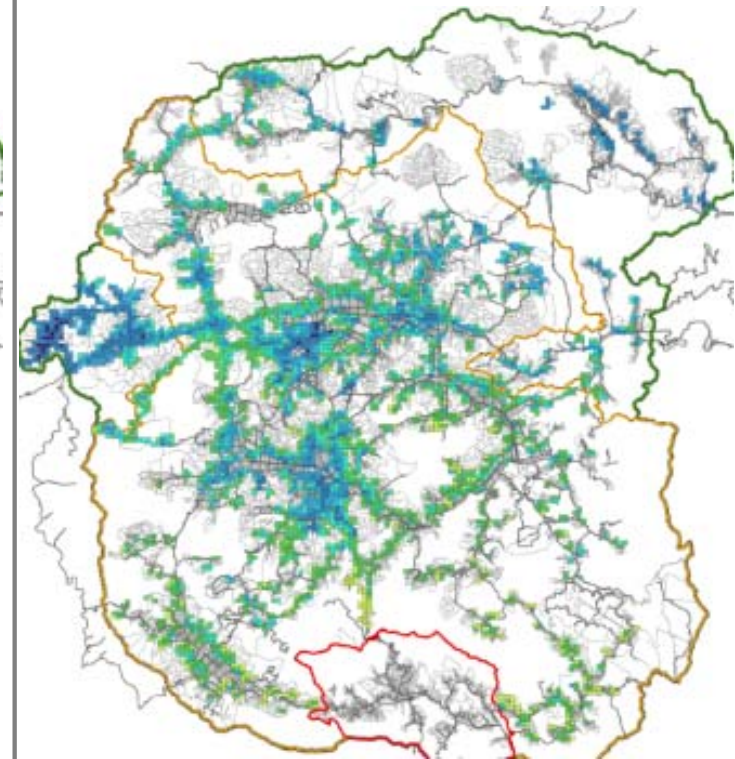
除染前線量測定時期：
平成24年6月～平成27年7月

除染後



除染後線量測定時期：
平成24年10月～平成27年8月

今回



事後モニタリング測定時期：
平成27年7月～平成27年12月

※ 線量マップ：宅地及び周辺の農地、森林の同一地点で除染前、除染後、事後モニタリングを測定した約44,000点を100mメッシュ内毎に平均化して作成

凡例

空間線量率100cm平均値(μSv/h)

0.23以下

0.23より大きく0.5以下

0.5より大きく0.75以下

0.75より大きく1.0以下

1.0より大きく1.9以下

1.9より大きく3.8以下

3.8より大きく5.7以下

5.7より大きく9.5以下

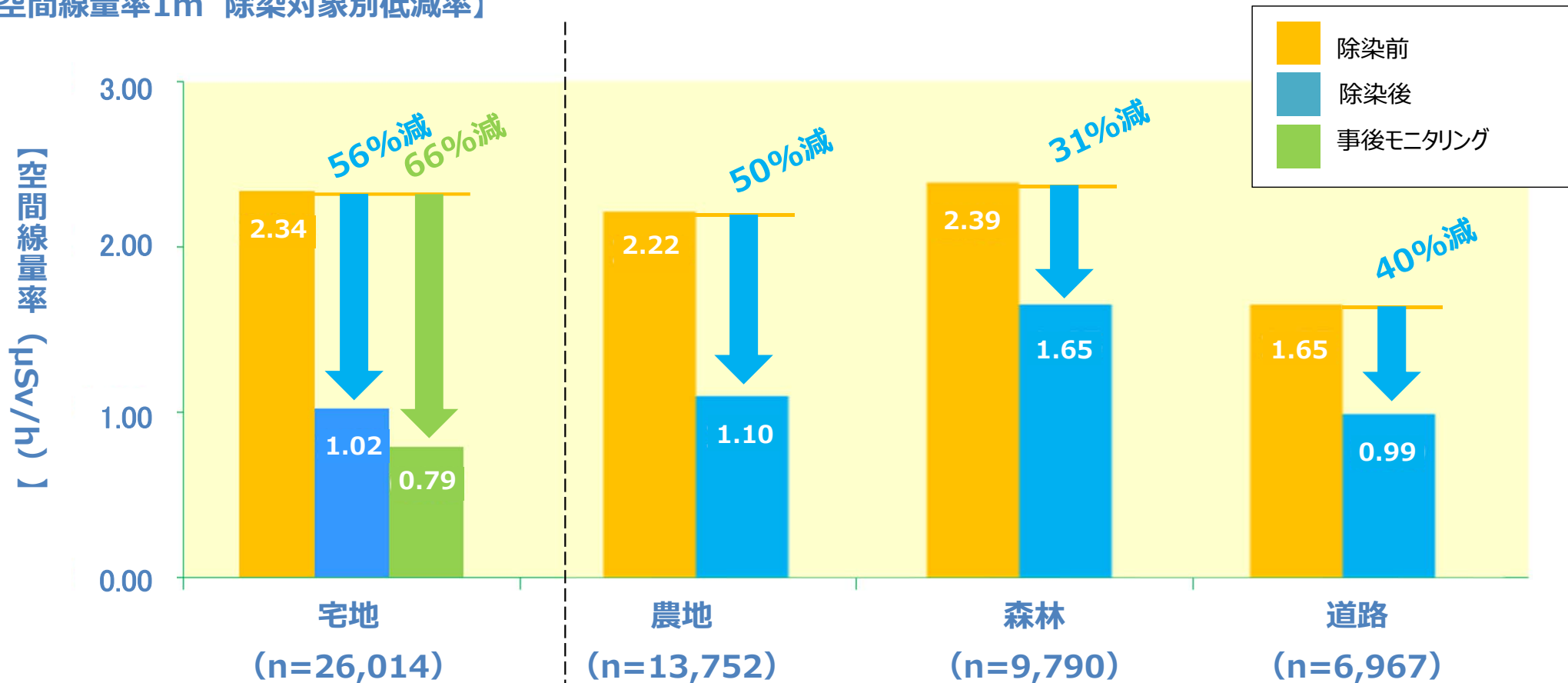
9.5より大きく19以下

19より大きい

(2) 飯舘村の放射線量・除染の取組 ③地目別の放射線量の状況

- 宅地の除染は平成27年6月に終了し、平成27年度後半よりフォローアップ除染等を実施中。
- 宅地の空間線量率1mの平均値は、 $0.79\mu\text{Sv/h}$ 。除染前の平均値に比べ66%低減。
- 平成27年度は、宅地の事後モニタリングを実施。

【空間線量率1m 除染対象別低減率】



〈宅地〉

除染前線量測定時期：平成24年6月～平成27年7月

除染後線量測定時期：平成24年10月～平成27年8月

事後線量測定時期：平成27年7月～平成27年12月

〈農地、森林、道路〉

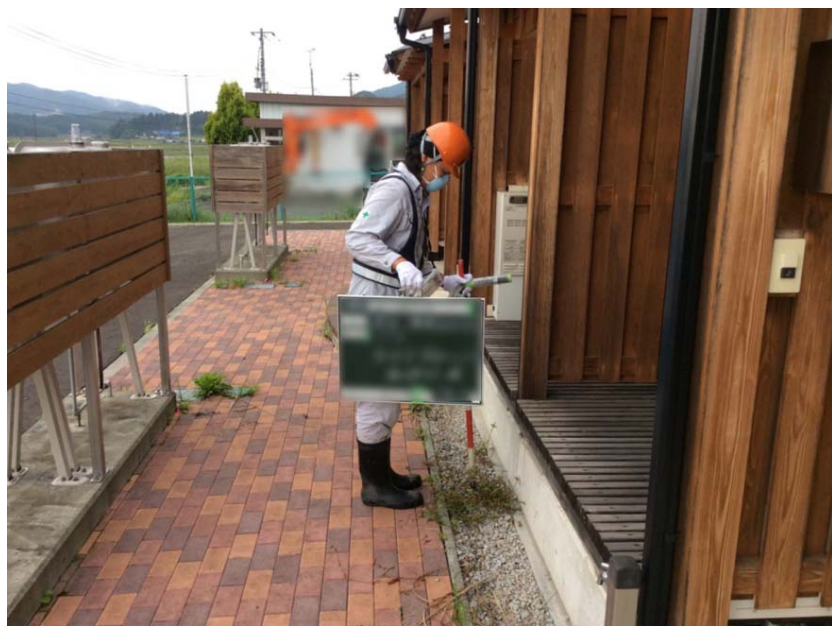
除染前線量測定時期：平成24年10月～平成27年10月

除染後線量測定時期：平成24年11月～平成28年2月

※事後線量測定は平成28年度以降に実施予定

(2) 飯舘村の放射線量・除染の取組 ④現在、今後の取組

- 平成28年度も引き続き、事後モニタリングにより継続的に除染効果の維持を確認。
- 平成27年10月から、宅地のフォローアップ除染等が必要な箇所の調査・検討を行った上で、フォローアップ除染等を実施しており、平成28年度も引き続き実施。
- 中間貯蔵施設への搬出については、平成28年度は約5,000m³を搬出予定。



〈事後モニタリングの状況〉



除去作業中



除去作業完了

〈フォローアップ除染等の状況〉

(3) 飯館村における主な生活環境の整備・改善の状況①

商業の再開・ 買物環境の確保



- ・昨年7月に、村内草野地区に「セブンイレブン飯館村仮設店舗」が新規営業開始。
- ・また、共同商業施設の開設を検討中。

飲料水の安心確保



- ・村内の既設上下水道は復旧・開通済。
- ・飲料水についての安心を確保するために、昨年3月より希望世帯へセシウム除去フィルターの配付、昨年6月より井戸の新規掘削を実施中。
- ・ご希望に合わせ、現在までに37本を掘削済み(28年3月末)。

除染による放射線量の低減



- ・村内の宅地まわり除染が昨年6月に一巡。
- ・本年度も作業員6000人体制で、4月よりフォローアップ除染を実施。また、農地や道路の除染を実施中、12月までに終了見込み。

コミュニティの再生



- ・村公民館の建て替え工事が進行中。
- ・「飯館村交流センター(愛称は公募実施)」と改め、本年8月に開所予定。
- ・鉄筋コンクリート造の平屋建て(多目的ホールなど一部が木造)、延床面積は約1,500平方メートル。

医療・介護施設の再開



- ・医療施設については、本年9月に、「あづま脳神経外科」が村内「いいたてクリニック」で診療を開始見込み。
- ・介護施設として、「いいたてホーム」の特別養護老人介護部分を継続。

魅力あるむらの再構築



- ・村内の深谷地区に復興拠点エリアの整備を昨年8月に開始。
- ・道の駅(までい館)については、本年1月、国の“重点道の駅”に選定。29年春を目途に完成予定。
- ・その他、村営住宅(集会所、広場を含む)、花卉栽培施設等を整備予定。

(3) 飯舘村における主な生活環境の整備・改善の状況②

公営住宅の整備



- ・村営住宅について、草野地区(大谷地)の8戸を建築中、本年5月に完成予定。また、昨年度内に深谷、飯樋、臼石地区の8戸の修繕を完了。
- ・本年度中に、草野地区での建て替えのほか、飯樋地区等の51戸を修繕予定。
- ・深谷地区の復興拠点エリアに15戸を新築予定。

継続的な放射線量管理



- ・24年8月より、村独自の内部被ばく検査・甲状腺検査を実施中。
- ・各世帯への個人線量計を配付するに加え、本年度は希望者への貸出しを計画。
- ・放射線リスク等に関する専門家との講演会等を実施。

住宅再建に向けた取組



- ・住宅再建に向けた環境作りとして、昨年9月より、環境省による半壊以上の家屋解体を開始、74件を解体済み(平成28年3月末)。申請済み世帯については、本年度以降、順次解体を予定。
- ・また、解体廃材の処理業者やリフォーム業者の不足に対応するため、県による業者紹介制度、廃材線量調査結果を広報するなど、戸別の対応を推進。

営農再開に向けた取組



- ・9行政区にて農業復興組合を立ち上げ済み。2行政区にて立ち上げ計画中。
- ・2行政区にて米の作付実証を実施、1行政区にて野菜の試験栽培を実施、1行政区にて牧草の作付実証を実施。

防犯・防災の確保



- ・村の安全・安心を確保するため、23年6月に村民による「いいたて全村見守り隊」を組織し、村内の防犯パトロールを実施中。
- ・昨年5月より、飯舘駐在所に警察官の常駐を開始。
- ・昨年12月より、村内13箇所の防犯カメラが稼働を開始。

生活の利便性の確保



- ・金融機関は、二枚橋郵便局、そうま農業協同組合飯舘支所、あぶくま信用金庫が業務再開済み。
- ・ガソリンスタンドは、3店舗が営業中。

(3) 飯館村における主な生活環境の整備・改善の状況③

新エネルギー施設の整備



- ・深谷地区の復興拠点に、太陽光発電を設置。本年5月頃に運転本格開始予定。現在試験運転中。
- ・大火山のメガソーラー発電所について、本年3月運転開始。(10MW)
- ・関根・松塚地区のメガソーラー発電所が、昨年着工済み。(23MW)

村内施設の復旧



- ・村内草野地区に、南相馬消防署飯館分署を新たに建設、本年8月の完成を予定。
- ・同草野地区において、飯館村商工会館(仮称)を新築し、本年7月から商工会の活動を村内で再開予定。

役場の村内再開



- ・現在、福島市飯野に一時移転している役場機能の大部分について、本年6月22日に飯館村本庁舎へ戻す方針。
- ・同7月1日から本格的な業務再開を予定。

焼却施設の稼働



- ・26年8月、村内の家屋片付けごみなどを処理する仮設焼却施設が、小宮地区に完成。
- ・本年1月、蔵平地区で、除染廃棄物などを減容化する仮設焼却施設が稼働を開始。

交流の場の再開



- ・「宿泊体験館きこり」の浴場施設(浴場・岩盤浴・大広間等)が、本年3月に再開。
- ・今後、宿泊施設の再開に向け、本年度内に宿泊研修棟等の修繕を計画。

放射線不安対策



- ・本年3月に放射線モニタリングポストを村内88箇所に設置。10分ごとの数値を24時間確認可能。
- ・既設の53箇所と合わせて、よりきめ細かな放射線量のモニタリングを実施。

(4) 村民のみなさまへの訪問において伺ったご意見

(1) 訪問時期 : 平成28年3月18日～3月30日

(2) 訪問世帯 : 10世帯(特例宿泊で宿泊されていた世帯を中心に聞き取り)

(3) 主なご意見 :

(帰村について)

「避難指示が解除されたら、すぐ帰ろうと思っている」

「ゆくゆくは帰りたいが、家族とも相談しなくてはならないので、時期は分からない」

「帰るつもりなのだが、村でどのくらいの人が帰るか不安に思っている」

「解除の時期を早く、はっきりさせてほしい。帰るための準備ができない。」

(帰村に向けての生活環境について)

「買い物や食事ができるように、商店を再開してほしい」

「風邪などをひいたとき、村内の病院があると便利。再開してほしい」

「イノシシやサルが自宅や家の前の田んぼにたくさんいて不安」

「村内の防犯体制を不安に思っている」

「郵便物や荷物を自宅まで配達してほしい」

「気持ちよく村で暮らしていくためにも、フレコンバッグを早くなくしてほしい」

(その他)

「高齢者に草刈りなどの軽作業の機会を与えてほしい」

「震災前は野菜は買わなかった、自宅で野菜など作物が作れる環境にしてほしい」

「避難指示がまだかかっており、飯館の業者とは取引しない業者がいる」

➤ 頂いたご意見をふまえ、帰村に向けた取組を加速していきます。

(5) 飯舘村に対する避難指示の今後の取扱いについて

- **避難指示は、ふるさとに「戻りたい」と考える住民の方々も含めて、一律かつ強制的に避難を強いる措置**です。

この結果、住民の方々には、不自由な避難生活を強いており、長期避難に伴う心身の健康状態の悪化等も指摘されています。そのため、避難指示を継続しなければならない状況でない限り、**避難指示を解除し、ふるさとでの生活を早期に再開いただけるようにし、復興を本格的に進めていくことが重要**と考えています。
- このたび、飯舘村・村議会からは、**平成29年3月の避難指示解除の決定・平成28年7月1日からの長期の宿泊についてご要望を頂いております。**
- 避難指示の解除は、以下の3点を踏まえ、国（原子力災害対策本部）が行います。
 - ① **空間線量率で推定された積算線量が年間20mSv以下**
 - ② **日常生活に必須なインフラ（電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など）や生活関連サービス（医療、介護、郵便など）が概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること**
 - ③ **県、市町村、住民の方々との協議**

(5) 飯舘村に対する避難指示の今後の取扱いについて

- 本日は、飯舘村の復興の状況についてご説明のうえ、**住民の皆様から、ふるさとへの帰還や復興に向けたご意見を伺いたいと思っております。**
- 村・議会からのご要望、皆様からのご意見をふまえ、**飯舘村の避難指示の取扱いについて、皆様に早期に見通しを示せるよう、検討を進めてまいります。**
- **村内は除染の進捗に加え、インフラ・生活関連サービスの復旧が進んでおりますが、国としても、引き続き、村や県とも協力しながら、復興の加速・帰還に向けた環境整備に尽力してまいります。**

**(参考 1)「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（線量水準に応じた防護措置の具体化のために）」
（平成25年11月20日原子力規制委員会決定） 抜粋**

放射線による被ばくに関する国際的な知見及び線量水準に関する考えは、以下のとおりである。

- 放射線による被ばくがおよそ100 ミリシーベルトを超える場合には、がん罹患率や死亡率の上昇が線量の増加に伴って観察されている。100 ミリシーベルト以下の被ばく線量域では、がん等の影響は、他の要因による発がんの影響等によって隠れてしまうほど小さく、疫学的に健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいと国際的に認識されている。（中略）
- 公衆の被ばく線量限度（年間1 ミリシーベルト）は、国際放射線防護委員会（ICRP）が、低線量率生涯被ばくによる年齢別年間がん死亡率の推定、及び自然から受ける放射線による年間の被ばく線量の差等を基に定めたものであり、放射線による被ばくにおける安全と危険の境界を表したものではないとしている。
（中略） 線量限度は線源が制御された計画被ばく状況のみに適用され…る。
- 避難指示区域への住民の帰還にあたっては、（中略） 以下について、国が責任を持って取組むことが必要である。
 - ・長期目標として、帰還後に個人が受ける追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるよう目指すこと
（以下略）

(参考2) 放射線に関する一般的理解 (身の回りの放射線)

○日本人が日常生活で受ける年間の被ばく線量は、**平均約 6 ミリシーベルト**(自然界と医療行為の合計)

(復興庁ほか 放射線リスクに関する基礎的情報)

自然界から受ける放射線
年間**2.1**ミリシーベルト(日本平均)

宇宙から
0.3

空気中ラドン
から0.48

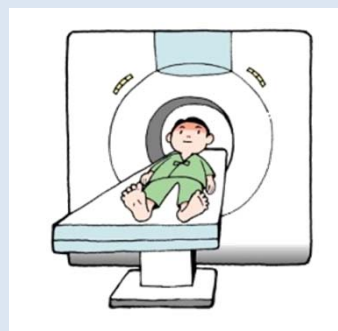


大地から
0.33

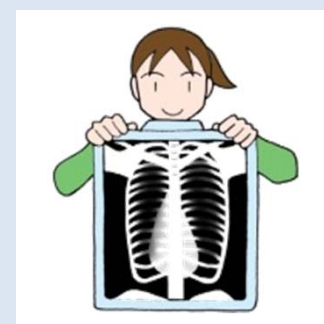
食物から
0.99

(※) 世界平均 **2.4**

医療行為で受ける放射線
年間**3.9**ミリシーベルト(日本平均)

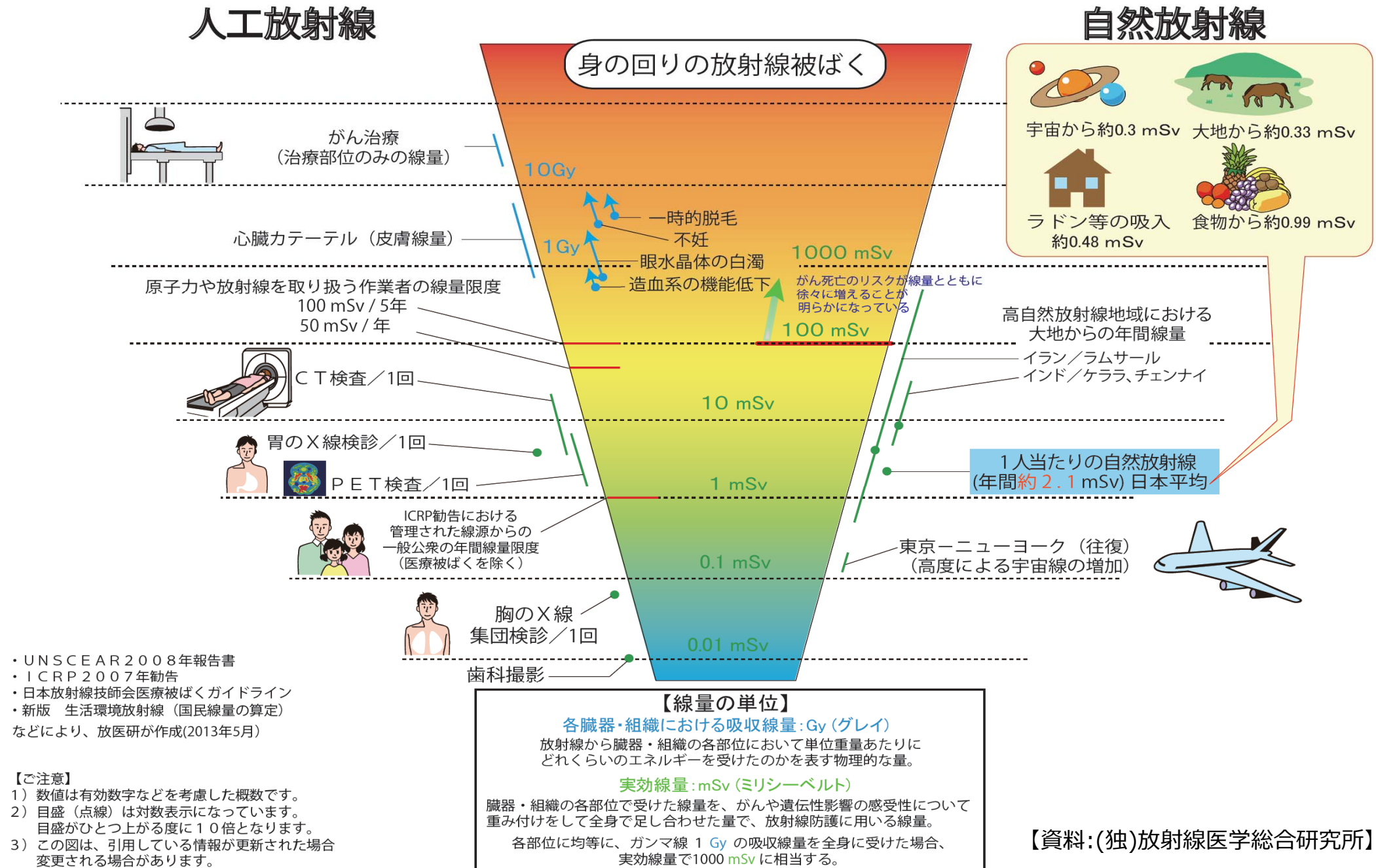


胸部CTスキャン
2.2～12.9ミリシーベルト/1回



胸部エックス線撮影
0.02～0.3ミリシーベルト/1回

(参考3) 放射線被ばくの早見図



（参考4）放射線と生活習慣によるがんリスクの比較

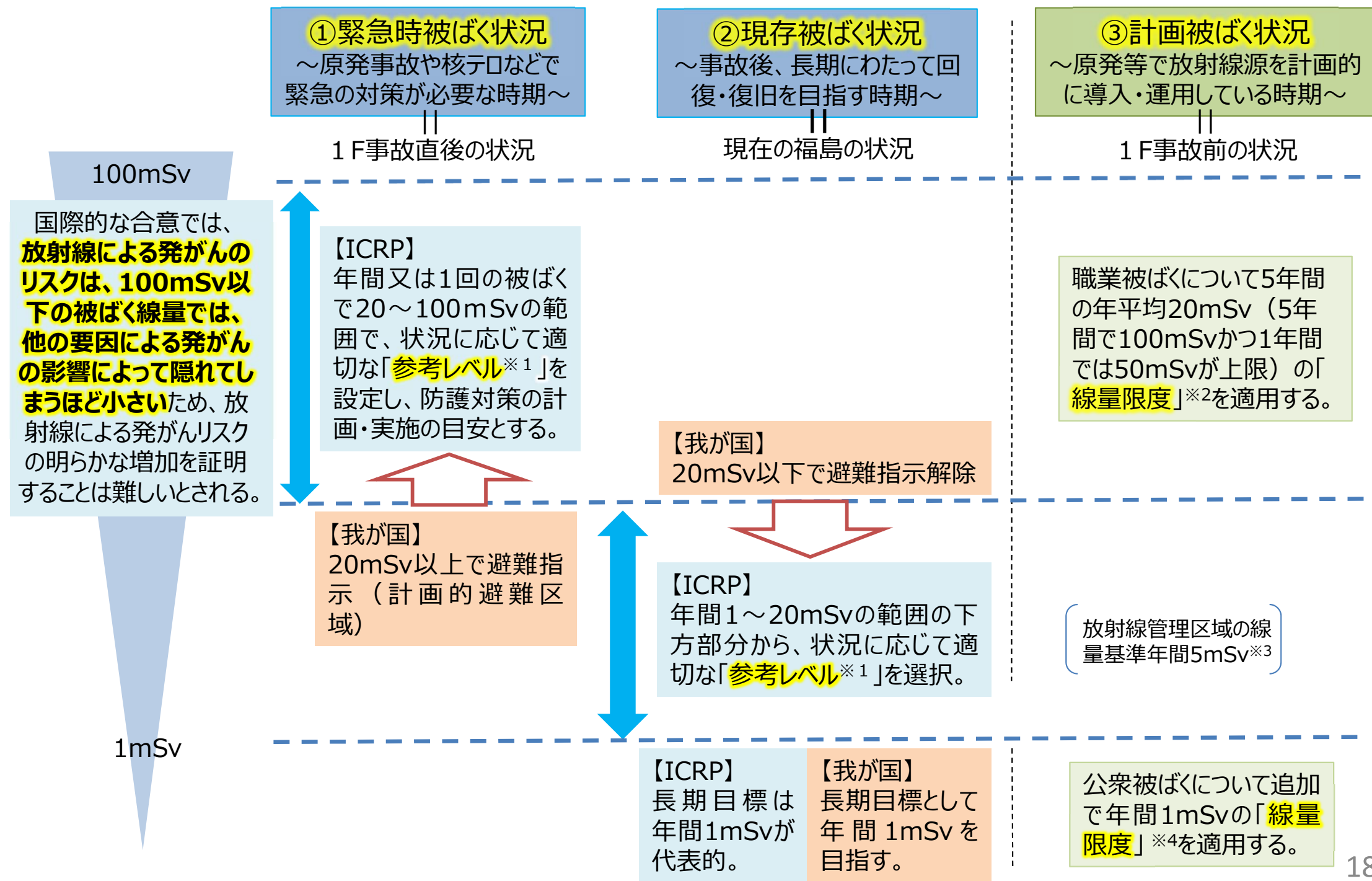
○放射線と他の発がん要因等のリスクとを比較すると、例えば、**喫煙は1,000～2,000ミリシーベルト、肥満は200～500ミリシーベルト、野菜不足や受動喫煙は100～200ミリシーベルト**のリスクと同等とされています。

（平成23年12月 内閣官房低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書）

放射線の線量 (ミリシーベルト/短時間1回)	がんの相対リスク(倍)	生活習慣因子
1000 - 2000	1.8 1.6 1.6	喫煙者 大量飲酒（毎日3合以上）
500 - 1000	1.4 1.4	大量飲酒（毎日2合以上）
200 - 500	1.19 1.29 1.22 1.15-1.19 1.11-1.15	やせ（BMI<19） 肥満（BMI≥30） 運動不足 高塩分食品
100 - 200	1.08 1.06 1.02-1.03	野菜不足 受動喫煙（非喫煙女性）
100 以下	検出不可能	

【出典データ】国立がん研究センター

(参考5) 国際放射線防護委員会 (ICRP) の考え方と我が国の対応



(※ 1) 「参考レベル」は、経済的及び社会的要因を考慮し、被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする「最適化」の原則に基づいて措置を講じるための目安とされている。】【放射線リスクに関する基礎的情報P16】

「安全」と「危険」の境界を表したり、あるいは個人の健康リスクに関連した段階的变化を反映するものではない」

【ICRP2007年勧告 (Publ.103) 】

(※ 2) 「日本の法律では、国際放射線防護委員会 (ICRP) の1990年勧告 (Publ.60) を取り入れ、線量限度を設けている。ICRPでは、線量限度は「安全」と「危険」の境界線ではなく、これを超えることで個人に対する影響は容認不可と広くみなされるようなレベルの線量として設定している。】【放射線リスクに関する基礎的情報P22】

(※ 3) 放射線管理区域の線量基準は、我が国は年間5mSvとしているが、これは、作業者や施設周辺の住民に対する被ばく線量を効率的に管理するために定められた、放射線業務を行うに当たって放射線管理を行うことを事業者課す基準値であり、「安全」と「危険」の境界を表すものではない。

(※ 4) 「公衆被ばくの線量限度 (実効線量) である追加の年間 1 ミリシーベルトは、健康に関する「安全」と「危険」の境界を示すものではなく、線源を導入・運用する者に対して厳格な管理を求める趣旨から、公衆への被ばく線量を可能な範囲で最大限低減させるために採用されているもの。】【放射線リスクに関する基礎的情報P16】

「ラドンによる被ばくを除けば、自然放射線源からの年実効線量は約 1 mSvであり、海拔の高い場所およびある地域では少なくともこの 2 倍である。これらすべてを考慮して、委員会は、年実効線量限度 1 mSvを勧告する。】【ICRP1990年勧告 (Publ.60) 】

(参考6) 「原子力災害からの福島復興の加速にむけて」改訂 (平成27年6月12日閣議決定)

平成25年12月「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」策定

(1) 早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える

○早期帰還支援

- ①安全・安心対策 (被ばく低減、健康相談など)
- ②帰還に必要な十分な賠償の追加
- ③福島再生加速化交付金による帰還に向けた環境整備
- ④復興の動きと連動した除染
- ⑤避難指示解除の具体化

○新生活支援

- ①新生活に必要な十分な賠償の追加
- ②町内外の復興拠点の整備
- ③帰還困難区域の今後の取扱いを地元と検討
- ④中長期・広域の将来像の策定

(2) 福島第一原発の事故収束に向けた取組 (廃炉・汚染水対策) を強化する

(3) 国が前面に立って原子力災害からの福島の再生を加速する (国と東電の役割分担)

その後の福島復興の主な進捗

- ・避難指示等の解除 : 田村市 (26年4月)・川内村 (26年10月) の避難指示解除の実現
南相馬市の特定避難勧奨地点解除 (26年12月)
- ・インフラ・教育の復興 : 国道6号の一般通行の再開 (26年9月) 、常磐自動車道の全線開通 (27年3月)
福島県立ふたば未来学園高等学校の開校 (27年4月)
- ・除染 (帰還困難区域除く) : 田村市・川内村・楢葉町・大熊町で面的除染終了、葛尾村・川俣町で宅地除染終了
- ・中間貯蔵 : 地元に中間貯蔵施設への搬入を受入れていただき、除去土壌等の搬入を開始 (27年3月)
- ・廃炉・汚染水対策 : 4号機の使用済燃料の取り出し完了 (26年12月) 、汚染水対策の進捗

さらなる復興加速に向け対応すべき主な課題

- ・未だ復興に向けた道筋が見えないとの声が依然として地元には存在
- ・発災から4年以上が経過し、長期避難に伴う課題も顕在化 (避難者の心身の健康状態の悪化、住宅の劣化など)
- ・被災事業者等は、事故前に比した顧客・取引先の減少や、長引く風評被害等により厳しい事業環境が継続

改訂のポイント① 早期帰還支援・新生活支援の両面の取組の深化

(1) 早期帰還支援

- 避難指示解除準備区域・居住制限区域について、遅くとも事故から6年後（29年3月）までに避難指示を解除できるよう、環境整備を加速
- 避難指示解除時期に関わらず、事故から6年後解除と同等の精神的損害賠償の支払い
- 旧緊急時避難準備区域等への復興施策の展開
- 一層のきめ細かな放射線防護対策（リスクコミュニケーション施策のフォローアップや強化など）
- 除染のさらなる加速化、汚染廃棄物の処理、中間貯蔵施設への迅速な搬入に向けた取組（地権者への丁寧な説明、人員体制の確保など）

(2) 新生活支援

- 復興拠点の迅速な整備に向けた支援策の柔軟活用・ワンストップ対応
- 帰還困難区域における復興拠点となる地域について、区域の見直し等を早急に検討
- 「福島イノベーション・コースト構想」の具体化
- 「福島12市町村の将来像」の策定、具体化・実現に向けた速やかな取組
- JR常磐線のできるだけ早期の全線開通
- 新生活に必要な十分な賠償の円滑な支払い
（原賠審四次追補（25年12月）に基づく住居確保賠償・精神損害の一括賠償）

改訂のポイント② 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の大幅な拡充

平成27・28年度の2年間において、特に集中的に支援を展開。原子力災害により生じている損害の解消を図る。

(1) 自立支援策を実施する新たな主体の創設

- 新たな支援主体（官民が一体となったチーム）を創設し、まずは避難している事業者（約8,000社）への個別訪問・相談支援を実施。
- 平成27年末をめどに取組状況を再点検し、上記支援主体のあり方や、自立支援施策の拡充について検討を行う。

(2) 各種支援施策の充実

- 以下に掲げる施策について平成27年度の支援策の最大限の活用
 - ① 事業・生業の再建・自立や働く場の確保
 - ② 人材の確保
 - ③ 農林水産業の再生
 - ④ 風評被害対策、農林水産物・食品輸入規制・渡航制限等の撤廃・緩和
 - ⑤ 販路の開拓
 - ⑥ 商業・小売店等の買い物環境の整備
 - ⑦ 医療・介護・福祉施設の再開
- 平成28年度以降についても、12市町村での事業・生業の再建が可能となるよう、支援策の充実を図る

(3) 営業損害・風評被害への賠償等に関する対応

- 特に集中的に自立支援策の展開を行う2年間において、東電が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応や国の支援展開への協力を行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応するよう、国が東電を指導。

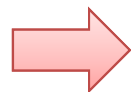
1. リスク低減の重視

スピード重視

汚染水、プール内燃料

燃料デブリ

固体廃棄物、水処理二次廃棄物



リスク低減重視

スピードだけでなく、長期的にリスクが確実に下がるよう、優先順位を付けて対応



可及的速やかに対処



周到な準備の上、安全・確実・慎重に対処



長期的に対処

2. 目標工程（マイルストーン）の明確化



地元の声に応え、今後数年間の目標を具体化

3. 徹底した情報公開を通じた地元との信頼関係の強化等

福島評議会の設置（平成26年2月）



コミュニケーションの更なる充実（廃炉に係る国際フォーラム等）

4. 作業員の被ばく線量の更なる低減・労働安全衛生管理体制の強化

5. 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（廃炉技術戦略の司令塔）の強化

原賠・廃炉機構の発足（平成26年8月）

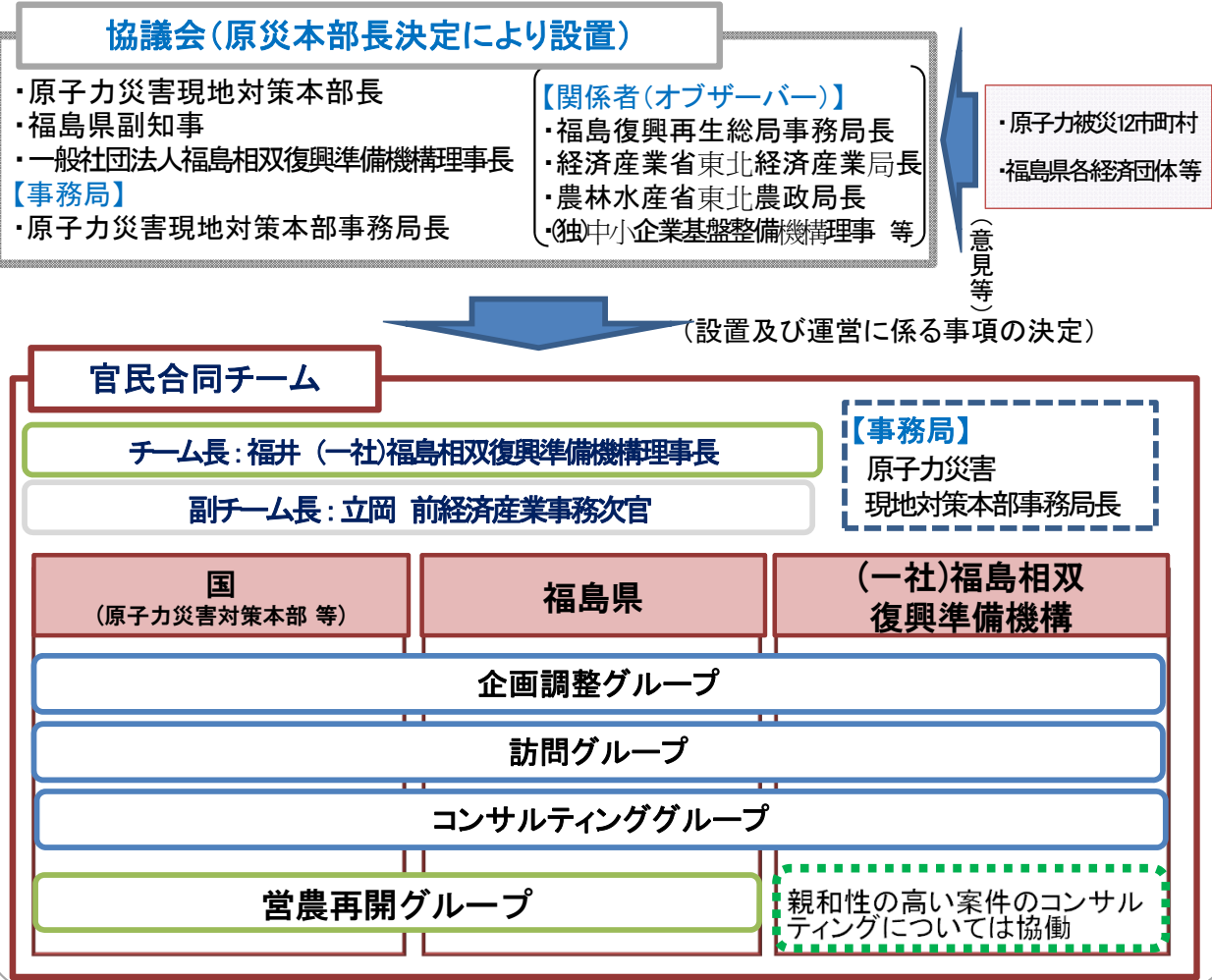


研究開発の一元的管理・国内外の叡智結集

(参考7) 官民合同チームの概要

- 平成27年8月24日、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設。チーム員は総勢180人体制で、県内（福島、郡山、いわき）及び都内の計4拠点に常駐。
- チーム発足翌日（25日）から被災事業者を対象に、訪問・支援を展開。

官民合同チームの体制



(参考8) 被災12市町村の事業者の自立支援策

平成27年度補正:228億円(基金)

平成28年度:13.2億円

I 事業者の方々に寄り添った訪問・相談支援の強化

27年度補正 82億円(基金)

官民合同チームにおける、専門家による訪問、相談支援体制を強化。コンサルタント、中小企業診断士等の専門家を交えたチームを構築し、事業再開、承継・転業、生活再建等の課題について、事業者寄り添った訪問・相談支援を実施。

II 事業・生業の再開等を行う方々への思い切った支援

1. 人材確保支援

28年度:5億円

①人材マッチングによる人材確保支援

- ・12市町村内外からの人材確保を図るため、人材コーディネーターによる人材マッチングを行う。
- ・引越等の移転を伴う就職者に対して、支度金を給付。

②被災地における雇用支援(緊急雇用創出事業臨時特例基金にて対応)

- ・産業施策と一体となった雇用面での支援を行い、産業の早期自立と安定的な雇用の確保を図るため、被災求職者を雇用した事業者に対して一定額を補助。

③自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の創設(28年度:320億円(基金))

- ・福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援。従来の製造業に加え、卸、小売業等も対象とするとともに、社宅等も対象。

2. 設備投資等支援

○中小・小規模事業者の事業再開等支援

27年度補正 74億円(基金)

12市町村で被災した中小・小規模事業者の自立を集中的に支援し、まち機能の早期回復を図るため、事業者の事業再開等に要する設備投資等の費用の一部を補助。

3. 販路開拓等支援

28年度:3.7億円

○6次産業化等に向けた事業者間マッチング・経営者の右腕派遣

販路開拓や新ビジネス創出に向けた事業者間マッチングを行うとともに、経営者に伴走する専門家を派遣。

4. その他

①商工会議所・商工会の広域的な連携強化

28年度:1億円

各商工会議所・商工会が広域的に連携し、官民合同チームと協力しつつ、市町村の枠を超えた事業者間の連携を促進。また、事業者を対象としたセミナー開催などを実施。

②地域の伝統・魅力等の発信

28年度:0.5億円

地域の誇り・魅力となるような伝統工芸品や特産品(地元の農・商工産品)などを国内外に発信するため、展示会への出展等を行う事業者等を支援。

III 事業を譲渡される方々、事業再開に至らなかった方々の新たな生きがい・やりがい創出

○つながり創出を通じた地域活性化支援事業

28年度:1.6億円

地域の人と人のつながり回復を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取組(例えば、地元地域の農・商工産品等を活用した取組、地域の防犯パトロール、技術の伝承など)を行うグループ等の活動を支援。

IV 事業者の帰還や事業再開を後押しする需要の喚起

①事業再開・帰還促進事業

27年度補正 72億円(基金)

市町村が各々の実情を踏まえ実施する、地元事業者からの購入を促す取組など需要喚起や住民の帰還を後押しする取組に関して、福島県に造成された基金から市町村へ交付金を交付。

②生活関連サービスに要する移動・輸送手段の確保支援

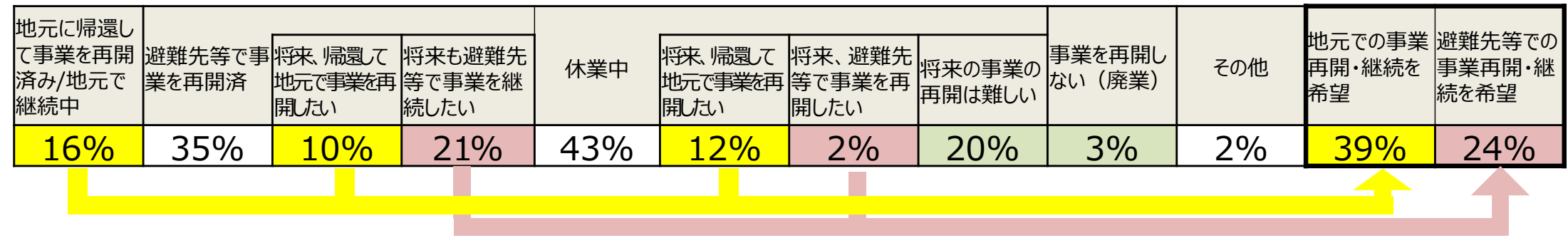
28年度:1.4億円

地元商店による共同配達や医療サービス等の移動・輸送手段等の支援。

(参考 9) 飯舘村の被災事業者に対する個別訪問の状況

1. 訪問した飯舘村の事業者の事業再開意向 (4月18日時点で官民合同チーム内のデータベースに報告が完了している178件を対象にしたもの)

- 訪問した飯舘村の178の事業者のうち、地元へ帰還して事業を再開済み/地元で継続中の事業者は16%、避難先等で事業を再開している事業者は35%、休業中の事業者は43%。
- 地元での事業再開・継続を希望する事業者の合計は39%。



2. 飯舘村の被災事業者から頂いた声の例

- 新しい施策の情報を提供いただきたい。また、どの施策が対象になるか教えてもらえると助かる。
 - 新規事業立ち上げを考えており、借入資金や勉強中の事業のため専門的なアドバイスが必要。また、事業化された後の販路開拓も課題である。
 - グループ補助金はグループを組むこと自体が重荷になっている。単独でも申請できるようにしてほしい。
 - スタッフの確保が急に難しくなった。求人誌やウェブで求人しているが人が来ない。
 - 村内で商店を営んでいたが、買ってくれる人がいる限り戻って再開したいと考えている。
 - 震災前村内で理容業を営んでいたが、昔の常連客から再開を望む声が多いので、事業再開を考えている。
- (1月以降、事業者への再訪問も精力的に行っており、自立支援策の紹介を通じて、以下のような意見あり。)
- 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業について、再開にあたっては、老朽化した機械の購入が必要なため、当該支援施策の利用を考えたい。
 - 人材マッチングによる人材確保支援事業について、昨年1名退職したため、現在従業員を募集している。ハローワークに登録しているがうまくいかないため、知人・取引先を通して募集している。募集条件はシンプルなので、是非利用したい。

（参考 1 0）避難指示区域等の営農再開に向けた支援

I 営農再開に向けた条件整備

- 1 農地、農業水利施設の災害復旧を支援
- 2 農業者の意向把握や、これを踏まえた地域農業の将来像の策定を支援
- 3 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保全管理を支援
- 4 鳥獣の一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置を支援
- 5 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証を支援

II 条件整備後の支援

- 1 水稻の作付再開に必要な代かきや畦畔の修復を支援
- 2 直ちに帰還しない農業者等の農地の一時的な管理耕作を支援
- 3 農機具等を通じた農産物への再汚染防止対策を支援
- 4 大規模化や施設園芸への転換に必要な基盤整備、機械・施設の導入（リース）を支援
- 5 農業者の要望に応じて栽培・経営技術を指導